

国保ものしりガイド

* 入院時の食事代 *

病気やケガで入院したときの食事代については、診療にかかる費用とは別に下記の表のとおり定額負担となります。

市民税非課税世帯などの方は「標準負担額減額認定証」を病院の窓口にて提示することにより減額されます。「標準負担額減額認定証」は、市役所の国保医療担当の窓口で申請により受けられますので、該当と思われる方は、「印鑑」・「保険証」・「老人医療受給者証」(老人保健の方)を持参の上、市民生活課国保医療担当へ申請してください。

また、「標準負担額減額認定証」は毎年5月31日が有効期限となっておりますので、引き続き必要な方も申請が必要となります。

一 般 加 入 者		1日 760円
市民税非課税世帯	過去12カ月の入院日数	90日までの入院 1日 650円
		90日を超える入院 1日 500円
市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている人		1日 300円

国民健康保険や老人医療のことでのお問い合わせは、市民生活課国保医療担当へおたずねください

Q&A 国民年金

現況届の出し忘れて年金 はもらえなくなる？

Q 現況届を出し忘れてしまいました。提出期日を過ぎたらどうなるのでしょうか。年金はもらえなくなるのですか？

A 現況届を提出されない場合、給付は一時差し止められます。現況届は毎年1回、年金受給者が引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するための大切な届出です。もし提出されないと、それまでの間、年金の支払いが差し止められてしまいます。ただし、提出すれば差し止められていた年金も併せて支払われますので、提出期日を過ぎててもすぐに提出するようにしてください。また、現況届の提出はご本人の誕生日内となっておりますので、今後はお忘れのないようご注意ください。

問合先 市民生活課 国民年金担当

地震防災訓練の実施について

阪神・淡路大震災を教訓とした地震防災訓練が、六月一日に県下一斉で実施されます。都留市では、六月六日(日)に行政防災無線を使用して実施しますので、市民の皆さんのご協力をお願いします。

地震防災訓練の概要

地震発生から災害応急対策の実施など、一連の対応が真に機能するように市、消防団が実践的な訓練をします。

想定

県内でマグニチュード七の直下型地震が発生し、都留市では震度六弱を記録した。

この地震により市内各所で家屋の倒壊、道路、橋梁の損壊、山崩れなどの被害が発生、また、同時多発火災も発生し、負傷者も多数にのぼった。

訓練時間

午前八時から午前十時まで
(地震発生想定時間午前八時)

主な訓練項目

・都留市
職員非常参集訓練、災害対策本部設置・運営訓練、方面対策支部設置・運営訓練、避難所開設訓練、被害情報受伝達訓練、現地災害対策本部設置訓練、消防本部、消防団
初動体制訓練、被害情報受伝達訓練、広報訓練

地震防災訓練への参加のお願い

地震は、いつくるか分かりません。普段からの心構えが大切です。自主防災会、学校、事業所、家庭において、災害を想定した訓練、話し合いなどを実施してください。



昨年の訓練の様子